

○埼玉県議会公印規程

昭和38年4月26日議会訓令第2号

目次

標題

発令

改正沿革

宛先

公布文

題名

□ 本則

第一条 (目的)

第二条 (公印の名称等)

第三条 (公印の取扱)

第四条 (公印の取扱責任者)

□ 第五条 (公印の使用)

2

第六条 (印影の印刷)

第七条 (公印の事故届)

□ 第八条 (公印の新調、改刻又は廃

改 昭和三 昭和六
正 八年 三年一
六月一 一月二
一日議 九日議
会訓令 会訓令

印刷モード

終了